

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 (東吉田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月11日、令和6年9月28日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地所有農家数は44軒、その中で作付けしている農家は34軒である。耕作者の年齢構成は、65歳以上が60%、60～64歳以上が17%、50代が17%、40歳代が4%と、高齢化している。

今後10年については現状維持の意向を51%の耕作者が示している一方、規模縮小の意向農家が24%、さらに離農の意向農家が20%あり、対応が必要となる。地区内では後継者の目途がついてない農家が65%に達している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培は酒米山田錦を主要品種とし、食用米のキヌヒカリ、ヒノヒカリを生産する。

10年後にそなえ、後継者の不在不足、農業設備・機械の高騰などから更新が困難な農家も多いため地域内で営農を継続しようとする場合は、地域内で作業受託を行える援助組織が必要となる。地域内で検討委員会を設置し、調整を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の貸借が発生した時には、地区委員に相談、さらには農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じた集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
規模縮小の意向のある農地を対象に、農地中間管理機構を活用し、段階的に農地の集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については完了済であるものの、地形的に困難な農地が多いことから農地の大区画化などの更なる基盤整備事業への取組は考えてないが、費用面での課題はあるが畦畔ブロックの撤去をすすめ作業効率の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に集落営農の設立等、地域ぐるみで多様な経営体を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農家の状況に応じて、水稻の育苗、作業の効率化が期待できる防除作業、農業機械・設備の不要なライスセンター利用等、JA等の農業支援サービスを利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地域内の農会、水利組合などの農業団体が、それぞれの役割を今後とも担い、多面的機能支払交付金事業の制度を活かしつつ、水路、農業溜等の農業施設の維持管理体制を堅持していく。